

第三セクターに関する指針

令和 6年 9月 13日 施行

1 趣旨

この第三セクターに関する指針（以下「指針」という。）は、町が出資又は出捐（以下「出資」という。）する第三セクターに関して「要請事項」、「情報公開」、「抜本的改革を含む経営健全化に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示すものである。

2 対象法人

指針の対象とする第三セクター（以下「対象法人」という。）は、次の基準のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は会社法法人のうち、町が基本財産又は資本金の25パーセント以上を出資している法人
- (2) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は会社法法人のうち、町が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、その経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人
- (3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は会社法法人のうち、町が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、町が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人

3 対象法人への町の要請事項およびその提出について

(1) 予算制度等の採用について

町は、対象法人に対し、経営の見える化を進め、経営の効率性を高める目的から、以下のとおり予算および決算等に関する資料の作成を要請し、その提出を求める。

① 予算の作成

対象法人は、次年度の予算及び資金繰り表について、当年度末の4カ月間前までに作成する。

② 予算の修正の作成

対象法人は、実績が予算に比べ大きく変動がある場合には、遅滞なくその内容を町に報告するとともに、修正予算を作成する。

③ 決算に関する資料の作成

対象法人は、決算終了後3カ月以内に決算内容及び予算実績比較を作成する。

(2) 事業計画書について

町は、対象法人に対し、経営の持続可能性を高める目的から、事業計画書を5か年度ごとに作成し、提出することを求める。

(3) 外部専門家による監査において

町は、原則、年に1回、対象法人への出資の妥当性を検証し、また、対象法人に対する将来の町の関与方針を決定する必要がある。そのために町が、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家（以下「外部専門家」という。）による監査を必要と認めた場合、対象法人は自社の費用において、監査を受け、その監査報告書を町に提出することを求める。

外部専門家によるの監査項目は以下のとおりとする。

- ① 経営・ガバナンスに関する調査報告
- ② 会計・予算・財務に関する調査報告
- ③ 公共性・公益性に関する調査報告
- ④ 来年度予算の調査報告
- ⑤ その他

(4) 町は、前3号で提出された書類等の公開有無は、対象法人の意向を尊重するものとする。

4 情報公開

(1) 町は、対象法人の財務状況、事業内容、役職員の状況、経営理念・方針、中期的な経営目標、主要事業の成果及び課題を明らかにし、事業活動及び経営状況の透明性の向上を図るため、対象法人に対し、年1回（決算終了後3カ月以内）次に掲げる書類の作成及び提出を求め、提出された当該書類を一般の閲覧に供し、議会に提出するものとする。

ア 情報公開シートⅠ（基礎シート）（様式第1号）

イ 情報公開シートⅡ（財務諸表シート）（様式第2号）

ウ 情報公開シートⅢ（財務諸表補足シート）（様式第3号）

(2) 町は、対象法人に対し、前号に掲げる書類と併せ、年1回、次に掲げる書類（附属書類を含む）の提出を求め、提出された当該書類を一般の閲覧に供する。

ア 定款

イ 役員名簿

(3) 町は、前2号に掲げる書類の記載又は提出に不足があるときは、対象法人に対し、その理由を求める。

(4) 町は、対象法人に対し、対象法人自らが積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう求める。

5 抜本的改革を含む経営健全化に向けた取組

(1) 町は、次のいずれかに該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

- ア 債務超過にある法人
- イ 実質的に(事業の内容に応じて時価で評価した場合に)債務超過である法人
- ウ 町が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、町の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している法人
- エ 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したと認められる法人又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- オ 他の事業手法と比べて費用対効果が乏しいと認められる法人
- カ その他、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要であると認められる法人

(2) 経営健全化方針には、次の事項を盛り込むこととする。

- ア 法人の概要
- イ 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの町の関与(法人の経営状況、財政的なリスクの現状、財政的なリスクが高くなった要因などの分析、これまでの町としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与)
- ウ 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- エ 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

(3) 町は、策定した経営健全化方針について、議会への説明と住民への情報公開を行う。

(4) 町は、策定した経営健全化方針に基づく経営健全化の進捗状況について、定期的に評価を行う。

(5) 町は、経営健全化方針の策定及び進捗状況の評価に当たって、外部専門家を専門委員として採用することができる。専門委員は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成26年8月5日総財公第102号)を踏まえ、経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等について意見する。

6 公的支援の考え方

対象法人は、町から独立した事業主体であり、その経営は当該対象法人の自助努力によって行われるべきものである。よって、公的支援の実施に当たっては、事業の公共性・公益性を十分に勘案した上で、真に公的支援が必要な場合に限り、次に掲げる支援について、当該各号に掲げる内容で行うことができる。

(1) 人的支援

職員による人的支援は、次に掲げる事項に留意し、行うことができる。

ア 町長、副町長および町職員の役員就任は、対象法人の経営責任の明確化及び事業活動の公共性・公益性を確保するため、真にやむを得ないと認められる場合に限る。

イ 対象法人からの要請に基づき、町退職者を常勤の役員として就任させる場合は、その必要性や法人雇用職員の登用の可能性を十分検討の上、あつせんすることとし、就任の期間は原則最長5年を超えてはならない。

ウ 町の関与の適正化を図るため、町の施策を推進するなど特別な場合を除き、職員による人的支援は行わないものとする。ただし、所管の法人の経営状況等の把握のため、各種会議等については担当課職員が出席し、状況確認を行う。

エ 上記ウにいう「特別な場合」については、二次離島（加計呂麻島・請島・与路島）への安定的な海上輸送の確保が求められ、悪天候時や災害時には二次離島への海上輸送のみならず、奄美大島本島域内においても崖崩れ等の発生により各集落に至る陸上輸送路等を確保することが困難となる可能性が高く、平常時から孤立集落への緊急支援物資の輸送方法を確保しておかなければならないという町域の地理的特性及び防災・災害対応の必要性を鑑み、次のすべての条件を満たす場合に限るものとする。

- ① 対象法人の事業が、平常時から地域住民の医療や生活の維持など町民の生命・身体を守ることに役立ち、防災・災害対策等に資するものであって、町民の安心安全な生活及び地域活性化・持続可能なまちづくりに貢献するものであること。
- ② 対象法人に対する町の出資割合が60%以上であること。
- ③ 対象法人に対する町の出資について議会の議決を経ていること。
- ④ 対象法人の代表取締役などの代表者が町長、副町長または町職員であること。
- ⑤ 職員は、上記④の代表者の指揮監督下で対象法人の業務に従事すること。
- ⑥ 町内に、対象法人以外に同様のサービスを提供する事業者がないこと。
- ⑦ 町が対象法人に対して人的支援を行わなければ、対象法人の事業が停止するおそれが高いこと。

(2) 財政・金融支援

対象法人の経営に要する資金は、直接・間接の手法を問わず、対象法人が自ら調達することが本来であるが、これらが適当でない場合又は効率的な経営を行ってもなお支援が必要な場合は、必要最小限度の支援を行うことができる。なお、支援に当たっては、法人の設立目的、事業の公共性・公益性等を十分に勘案しなければならない。

7 新たな第三セクターの設立

新たな第三セクターの設立は、真に町の行政目的の達成のためやむを得ない場合で、かつ、既存の第三セクターの活用では対応できない場合に限るものとする。この場合において、次に掲げる事項を十分に審議・検討の上、設立の可否を決定し、その検討結果については公表する。

- (1) 設立目的及び経営者の職務権限・責任が明確であること。
- (2) 町の施策との関連性及び町と法人の役割分担が明確であること。
- (3) 町が直接運営を行うよりも、効率的・能率的に事業が運営されること。
- (4) 民間活力や資金を導入することで、地域経済の活性化につながる事業であること。
- (5) 第三セクターによる事業の実施で、公共性・公益性を確保できること。
- (6) 中・長期的な採算性が見通しが明確であること。
- (7) 町の出資の額及び割合が必要最低限であること。

8 その他

- (1) 指針に定めるもののほか、指針の運用に関し必要な事項は別に定める。
- (2) 時間の経過、経営状況の変化に伴い、対象法人と町の関わり方は当然に検討が必要であることから、この指針の内容（様式第1号、第2号及び第3号を含む。）及び取組の成果について定期的に確認し、適宜に見直しを行うものとする。
- (3) この指針に関する庶務は、総務課財政係が処理する。

第三セクターに関する指針実施要領

1 趣旨

この要領は、第三セクターに関する指針（以下「指針」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものである。

2 書類の作成及び提出

第三セクター所管課長等（以下「所管課長等」という。）は、所管する対象法人に対し、指針3および指針4に基づき、書類の作成及び提出を求める。

3 意見聴取及び報告（決算終了後3カ月以内）

- (1) 所管課長等は、2で提出を受けた書類の内容に基づき、所管する対象法人に対し、経営状況、経営課題等について意見聴取を実施し、経営状況の把握に努める。
- (2) 所管課長等は、意見聴取で把握した内容について、意見を付した上で、総務課へ報告する。
- (3) 所管課長等は、前年度における指導の効果、対象法人の経営健全化方針への取組状況を検証し、その結果について、前号の報告と併せて報告する。

4 経営健全化に向けた取組（毎年7月～10月）

- (1) 総務課は、所管課長等からの報告内容を確認し、指針5第1号に照らし、経営健全化方針を策定する対象法人の候補を選定する。
- (2) 町長は、前号の選定結果を踏まえ、専門委員を採用することができる。
- (3) 町長は、前号の規定により専門委員を採用した場合は、指針5第5号に基づき、対象法人の事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等について意見を求めるものとする。
- (4) 所管課長等は、専門委員の意見等を踏まえ、対象法人ごとに経営健全化方針案を策定し、総務課へ提出する。
- (5) 町長は、所管課長等から提出された経営健全化方針案を審議する。
- (6) 町長は、審議結果を踏まえ、経営健全化方針を決定する。
- (7) 所管課長等は、経営健全化方針を対象法人に示し、当該方針に基づき、指導、助言等必要な措置を講じる。

5 情報公開

- (1) 指針4第1号及び第2号に掲げる書類は、3(1)の後、速やかに一般の閲覧に供する。
- (2) 経営健全化方針は、決定後、速やかに一般の閲覧に供する。

6 その他

この実施要領に関する庶務は、総務課財政係が処理する。

附 則 この実施要領は、令和6年9月13日から施行する。

様式 第1号 第三セクター情報公開シート I (基礎シート)

1 作成年月日・町担当課

作成年月日	令和 年 月 日	所管課	課
-------	----------	-----	---

2 法人名称等

法人名称	
所在地	瀬戸内町～
設立年月日	令和 年 月 日
代表者職・氏名	
設立目的・経過	
経営理念・方針	

3 定款上の事業内容

(1)	
(2)	
(3)	

4 出資の状況

資本金等 総額	瀬戸内町 出資額	瀬戸内町 出資割合	町以外の 出資者	出資額	出資割合
				千円	%
				千円	%
千円	千円	%		千円	%

5 役員・職員の状況

(1) 役員の状況

	R04期末	R05期末
常勤	名	名
うち町職員	名	名
うち町退職者	名	名
非常勤	名	名
うち町職員	名	名
うち町退職者	名	名
計	名	名
うち町職員	名	名
うち町退職者	名	名

(2) 職員の状況

	R04期末	R05期末
常勤	名	名
うち町職員	名	名
うち町退職者	名	名
非常勤	名	名
うち町職員	名	名
うち町退職者	名	名
計	名	名
うち町職員	名	名
うち町退職者	名	名

※ 町職員(及び町退職者)とは、町の常勤の特別職及び一般職の者(及びそれらの職にあった者)で、法人の役職員に就任している者をいう。

6 主要事業の成果・課題

事業名称	前期の事業成果	自己評価	事業課題
事業の公共性・公益性			

7 町が期待する役割、町意見等(担当課記載)

--

様式 第2号 第三セクター情報公開シートⅡ(財務諸表シート)

法人名称

1 財務諸表(金額単位:円)

貸借対照表(B/S)

借方(科目)	R3年度期	R4年度期	前期増減	R5年度期	前期増減
流動資産					
うち 現金・預金					
固定資産					
有形固定資産					
無形固定資産					
投資その他の資産					
資産の合計					

貸方(科目)	R3年度期	R4年度期	前期増減	R5年度期	前期増減
流動負債					
うち 短期借入金					
固定負債					
うち 長期借入金					
負債合計					
純資産					
うち 資本金					
うち 資本剰余金					
うち 利益剰余金					
うち その他					
負債・純資産の部合計					

損益計算書(PL)

科目	R3年度期	R4年度期	前期増減	R5年度期	前期増減
売上高					
売上原価					
売上利益					
販売費・一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期純利益					
法人税等					
当期純利益					

※行については、適宜、追加・削除、区分修正可。ただし、設定した計算式に影響を与えないこと。

※財務諸表を添付すること。

キャッシュフロー計算書(C/F)

区分	R3年度期	R4年度期	前期増減	R5年度期	前期増減
営業活動キャッシュフロー					
税金等調整前当期純利益					
減価償却費					
受取利息及び受取配当金					
支払利息					
売上債権の増加額					
法人税等の支払額					
その他					
投資活動キャッシュフロー					
有形固定資産の取得による支出					
有形固定資産の売却による収入					
投資有価証券の売却による収入					
長期前払費用の増加額					
リサイクル預託金による支出					
出資額の増加額					
無形固定資産の取得による支出					
財務活動キャッシュフロー					
短期借入金の増加額					
短期借入金の減少額					
長期借入金の返済による支出					
現金及び現金同等物に係る換算差額					
現金及び現金同等物の増減額					
現金及び現金同等物期首残高					
現金及び現金同等物期末残高					

(※1)負の数の場合は、マイナス記号(－)を付けて入力すること。

(※2)支出は、マイナス記号(－)を付けて入力すること。

2 町による財政・金融支援等(金額単位:円)

区分	R3年度期	R4年度期	前期増減	R5年度期	前期増減
補助金(交付金・助成金・負担金)					
事業費補助金					
管理費補助金					
委託料及び指定管理料					
借入金(期末残高)					
短期借入金					
長期借入金					
出資・出捐(期末時)					
債務保証額(期末残高)					
損失補償額(期末残高)					
その他の財政支援・優遇措置					

※行については、適宜、追加・削除、区分修正可。ただし、設定した計算式に影響を与えないこと。

※財務諸表を添付すること。

法人名称	
------	--

1 貸借対照表に関する補足

(1) 総括分析

--	--

(2)前年度から数値が変動した科目及びその要因

項目	変動内容	変動要因

2 損益計算書又は正味財産増減計算書に関する補足

(1) 総括分析

[illegible]

(2)前年度から数値が変動した科目及びその要因

項目	変動内容	変動要因

3 キャッシュフロー計算書に関する補足

(1) 総括分析

--

(2) 前年度から数値が変動した科目及びその要因

項目	変動内容	変動要因

4 町による財政・金融支援等に関する補足

(1) 町からの補助金等の交付状況

補助金等の名称	金額(円)	使途

(2) 町からの委託業務等(指定管理含む)の状況

委託業務の名称	金額(円)	業務内容

(3) 税、使用料、手数料等の減免の状況

減免されている税目等名称	減免額(円)	減免理由